## 社会人・一般の部 **最優秀論文**

日本監査役協会設立40周年記念 懸賞論文

# 社外取締役を含めた 企業統治の在り方

コスモ石油株式会社 常勤監査役 安藤 弘一 (あんどう ひろかず)

#### 目 次

- 1. はじめに~ "企業統治のベストプラクティス"の策定に向けて
  - (1) 検討すべき諸問題の洗い出し
  - (2) ベストプラクティス策定の方向性
- 2. 問題解決のための目線をどこに置くのか
  - (1) 投資家と経営者が本格的に向き合う時代の到来
  - (2) モニタリングモデルという異次元の問題への対応
- 3. 何故"監査役会+社外取締役"型が選択されるのか
  - (1) "指名委員会等"型は引き続き不人気
  - (2) 指名委員会、報酬委員会の設置要求にどう対応すべきか
  - (3) "監査等委員会"型も不人気と予想
  - (4) だから"監査役会+社外取締役"型か?
- 4. "監査役会+社外取締役"型は投資家にどれほど魅力的か
  - (1) 社外取締役に期待される役割
  - (2) 投資家は"監査役会+社外取締役"型に理解を示す、しかし…
- 5. モニタリングモデルを他山の石とする
  - (1) モニタリングモデルの良い点を取り込む
  - (2) 投資家の批判に耳を傾けてモデルを修正する
  - (3) 積極的な情報開示は時代の必需品
- 6. 社外取締役は"企業価値の最大化"にどれほど貢献できるのか
  - (1) 社外取締役の存在価値は頗る大きい
  - (2) 個別重要案件の審議に積極的な貢献を
  - (3) グランドデザインの決定に積極的な貢献を
  - (4) 社外取締役の一票は過半数の一票
  - (5) 社外取締役に多面的な情報提供を
  - (6) 社外取締役も監督方針/実行計画の策定と結果報告を
  - (7) 企業統治サイクルをしっかりと回す
- 7. 社外取締役を含めた企業統治のベストプラクティスの提示

### 1. はじめに~ "企業統治のべ ストプラクティス"の策定 に向けて

上場会社について「社外取締役選任の 実質義務化 | がスタートする。社外取締 役を含めた企業統治の在り方を検討ない し再検討する会社も多いはずである。こ のための基礎資料となる "企業統治のべ ストプラクティス"の策定に向けて何が 問題になるのかを洗い出し、"ベストプ ラクティス"策定の方向性を探ってみる。

なお、"企業統治のベストプラクティ ス"とは「企業統治の実効性を確保する ための実務上のガイドラインとなるモデ ル | を意味する。この定義については、 日本監查役協会「監查役監查基準~監查 役監査基準の改定について(平成23年 3月) に掲げられた定義を用いたもの である。

#### (1) 検討すべき諸問題の洗い出し

"企業統治のベストプラクティス"の 策定に向けて検討すべき諸問題を確認し たい。

#### ① 機関設計の選択の問題

上場会社は3つのスキーム、つまり "指名委員会等"設置会社、"監査等委員 会" 設置会社、"監查役会+社外取締役" 設置会社を比較・検討し、いずれか1つ を選択しなければならない。もっとも改 正会社法のもとで第4の選択肢も存在す る。説明責任を果たした上で社外取締役 をあえて選任しない"監査役会"設置会 社を選択することである。しかし、社外 取締役の選任は最早抗し難い流れであ る。この点を踏まえると、社外取締役を 選任しない"監査役会"設置会社の選択 は一過性のものと考える。(以下"設置 会社"を"型"ないし"モデル"と簡略 化して表示することがある)

#### ② 検討の目線の問題

今回の「社外取締役選任の実質義務 化」は投資家、特に海外機関投資家の要 請に応えたものである。それも第一歩に 過ぎない。この先にあるものとは「投資 家と経営者が本格的に向き合い、建設的 な対話を通して"企業価値の最大化"を 目指す時代 | である。この時代が迫って いることを目線に置いて企業統治の実効 性の確保にあたらなければならない。ま た、この時代が迫っていることを踏まえ ると"企業統治のベストプラクティス" の策定は喫緊の課題と言える。

#### ③ 2つの異次元モデルの対立の問題

上記(1)の問題に対して、大多数の会社 が"監査役会+社外取締役"型を選択す ると予想する。この機関設計が日本型経 営と最も親和性が高いからである。本論 文では、この点を踏まえて、「"監査役会 +社外取締役"型の企業統治におけるべ ストプラクティス|を策定する。

"監査役会+社外取締役"型を「投資 家と経営者が本格的に向き合う時代 に 照らして投資家の視線で評価すると、こ のモデルはいくつか重要な点で彼らの期 待に応えている。しかし、だからと言っ て投資家(特に海外機関投資家)が「こ れで良い」と言うことにはならない。彼 らはモニタリングモデル推奨の旗印を絶 対に降ろさないのである。ここに2つの モデルが対立することになる。

モニタリングモデルとは「任せて問 うし、つまり「経営者に会社を任せてそ の結果を問う | を前提にして組み立てら れたモデルである。株主/投資家の代理 人である社外取締役が、社長等の経営振 りを監督・評価し、社長等に対する処遇 (経営陣の報酬や選・解任)を決定する。 この主戦場が取締役会(含む、各種委員 会)である。取締役会は、株主の代理人 である社外取締役と経営陣が対峙する 「株主総会のミニ版」であり、内容的に は「株主総会の詳細版」である。社外取 締役が経営陣に対して厳正な評価を下せ るように社外取締役について過半数要件 や独立性が重視される。このモデルは、 投資家にしっかりと寄り添ったモデルで あり、"株主主権"モデルと言える。彼 らがモニタリングモデル推奨の旗印を絶 対に降ろさない理由がここにある。

一方、"監査役会+社外取締役"型は どうだろう。日本の企業人の多くが「重 要な案件は取締役会にかけて決裁する と教育されている。取締役会は重要な業 務執行の決定を行う場(会社法362条4 項)と定められている。「重要な案件は 取締役会に上程し、ここでしっかりと議 論して決めよう」。このモデルは意思決 定についての"重要性原則"モデルで ある。

「取締役会」という同じ名称を使いな がら、両者でその機能が全く違う。"監 査役会+社外取締役"型のもとでモニタ リングモデルをどのように扱うかが問題 となる。

#### ④ 2つの異次元モデルの有効性の問題

2つのモデルを対比して、どちらが企 業統治の実効性を確保する上で有効かと いう議論がある。しかし、これに正解が あるはずもない。また、議論を尽くして も生産的でないことは明らかである。会 社の目的である"企業価値の最大化"は 「成長する市場に参入し、品質面とコス ト面で競争力を発揮して、市場における 優位性を確立すること によって達成で きる。つまり、モニタリングモデルも "監査役会+社外取締役"モデルも"企 業価値の最大化"を直接的に保証するも のではない。重要なことは"企業価値の 最大化"に向けて良い戦略を描き、これ をしっかりと遂行できるかである。この ために社外取締役の貢献をいかに引き出 せるかがカギとなる。これが"企業統治 のベストプラクティス"のメインテーマ にならなければならない。

### (2) ベストプラクティス策定の方 向性

以上を踏まえると、「"監査役会+社外 取締役"型の企業統治におけるベストプ ラクティス」の策定に一定の方向性が見 えてくる。「投資家の時代、異次元モデ ルの存在。この2つを踏まえた"ベスト プラクティス"の策定が重要である」。 具体的には;

① 投資家の視点で"監査役会+社外取 締役"型がもつ優位性を分析・評価 し、これを徹底して活かすことが重要 である。

- ② モニタリングモデルの優れた点は積 極的に取り込み、ハイブリット型の企 業統治を確立する必要がある。
- ③ "企業価値の最大化"に向けて社外 取締役の貢献をどこまで引き出せる か。この点が企業統治の実効性確保に おけるメインテーマにならなければな らない。

本論文は、以上を主要点として「"監 香役会+社外取締役"型の企業統治にお けるベストプラクティス | を検討し具体 的内容を提示するものである。

### 2. 問題解決のための目線をど こに置くのか

第1章(1)②、③で述べた"目線の 問題"、"異次元モデルの対立の問題"か ら議論をスタートさせたい。

### (1) 投資家と経営者が本格的に向 き合う時代の到来

そもそも社外取締役の選任には大儀が ある。「日本に対するグローバルな投資 を一層促進させることが日本経済にとっ て極めて重要である。このためには世界 の投資家の要請に応えて上場会社に対し て社外取締役の選任を義務付けることが 不可欠である」。これに対して経済界の 一部は「業界知識を有する社外取締役候 補者の不足」や「コストアップ要因」な どを理由に反対するが、これも大儀の前 では遠く霞んでしまう。

この点を踏まえて社外取締役の選任は 実態的に相当進んでいる。2013年8月 の日本取締役協会の調査によれば、東証 一部上場会社の62.2%で社外取締役が 選任されている。今年の定時株主総会を 経て、この割合はさらに上昇すると見込

問題は、この先にあるものである。

ここで会社の目的に戻ろう。会社の目 的とは「持続的な企業価値の向上と創造 を通じて、株主共同の利益の最大化を図 ること である。会社は顧客の評価を得 て売上高を計上し、これに必要なコスト を負担して利益を得る。投資家はこの利 益の大きさや成長性を踏まえて経営陣を 評価する。しかし、投資家が年1回の定 時株主総会をもって経営陣を適切に評価 することには限界がある。だから、投資 家は経営陣の中に自らの代理人(社外取 締役)を置くことを要求する。法制上、 企業統治に係る改革は、今ここまで 来た。

この先にあるものとは何か。言うまで も無い。「社外取締役が企業統治にどれ ほど組み込まれているか。社外取締役が どれほど"企業価値の最大化"に貢献し ているか | を説明して欲しい、この情報 公開にもとづいて経営陣と建設的な対話 をしたいとの要求に続く。

資本の提供者は議決権行使を通して豪 腕を発揮する。1つ要求を通せば、その 後の要求は堰を切ったように通ってしま う。目線は明らかに「投資家と経営者が 本格的に向き合い、建設的な対話を通し て "企業価値の最大化" を目指す時代 | に置かなければならない。折りしも、日 本版スチュワードシップ・コードがこの 2月に公表され、この時代が近いことを 告げている。

### (2) モニタリングモデルという異 次元の問題への対応

投資家(特に海外機関投資家)はモニ タリングモデル推奨の旗印を絶対に降ろ さない。「投資家と経営者が本格的に向 き合う時代 | を迎えるにあたって実に厄 介な問題である。対話の入り口は必ず 「社外取締役が過半数を占めるモニタリ ングモデルを導入せよしとなる。"監査 役会+社外取締役"型が機能的にいかに 優れたモデルであっても彼らは耳を貸そ うとしない。そこには彼らの文化的背景 もあるだろう。「重要なことを任せる以 上、プロの代理人を置き、そのプロセス と結果をチェックさせることは当然であ るし。

ここは長いものに巻かれてみるのも有 益ではないか。モニタリングモデルの良 い点を積極的に受け入れて、"監査役会 + 社外取締役"型の企業統治に磨きを掛 け、より優れたハイブリット型の企業統 治を確立する。「他山の石以て玉を攻む べし である。

問題はモニタリングモデルの要求事項 を受け入れられないときである。会社経 営において"企業価値の最大化"に勝る 基準は存在しない。このようなとき、こ の基準に照らして「何故、別の形で対応 するのか | を説明し投資家と対話を重ね ることが重要である。

### 3. 何故"監查役会+社外取締 役"型が選択されるのか

投資家が推奨するモニタリングモデル の典型例が"指名委員会等"型である。

ところが多くの経営者が投資家の意に反 して"監査役会+社外取締役"型を選択 する。この理由はどこにあるのだろうか。

#### (1) "指名委員会等"型は引き続き 不人気

"指名委員会等"型を採用している会 社は現状、僅か57社(2013年8月/日 本取締役協会調査) に留まっている。不 人気を呈している。

この理由として「後継者の指名権や経 営陣の報酬決定権は、経営者にとって求 心力の源泉。この伝家の宝刀を手放すこ とは絶対にない」との指摘がある。しか し、正しい解釈は「このモデルがそもそ も日本型経営に馴染まないから | であろ う。実際、多くの経営者がこの機関設計 に嫌悪感ではなく、違和感を覚えて いる。

先ず指名委員会である。日本の会社で は社長の後継者は社内から抜擢される。 これが通例である。この状況で後継者の 指名権を社外取締役に委ねても意味がな い。社内から抜擢される後継者の評価は 社長に一任せざるを得ないからである。

次に報酬委員会である。日本の経営者 が受け取る報酬は先進国の中で決して高 い部類ではない。むしろ低い方である。 また、多くの会社が業績連動報酬制度を 採用し、報酬がより適切に決定されるよ うに努力している。仮に、高報酬国の外 国人経営者を社外取締役に選任すれば 「経営者たるもの2、3倍の報酬を受け取 らなければ良い仕事はできない | と諭さ れるのが落ちである。報酬決定権を社外 取締役に委ねるのもまた意味がないので

ある。

以上のとおり、このモデルは日本型経 営と親和性がない。不人気は引き続くと 予想する。

### (2) 指名委員会、報酬委員会の設 置要求にどう対応すべきか

指名/報酬委員会の設置は一般論とし て経営者を刺激し、"企業価値の最大化" に向けた動機付けとなる。この趣旨を "監査役会+社外取締役"型の企業統治 に是非取り込みたい。

社長の後継者問題については、社外取 締役が"サクセッションプラン"の策定 を社長に要求してはどうだろうか。この プランには「後継者の絞込み基準と帝王 学の授与方法 |、「経営者の交代を促すト リガー要件 | などが盛り込まれる。

このプランの前提にはコミットメント 経営の導入がある。社長は「いつまでに 何を達成するのか | を株主に公約しなけ ればならない。この公約を履行できるか どうか。これが社長の交代を促すトリ ガー要件の1つになる。

役員報酬については上記(1)で述べ たように実態上の問題は無く、役員報酬 の決定方法を開示し、投資家との対話に 備えることで十分である。

社外取締役は"サクセッションプラ ン"と"役員報酬の決定方法"が誠実に 履行されているかを監視・監督しなけれ ばならない。

### (3) "監査等委員会"型も不人気と 予想

"監査等委員会"型の新設趣旨は実に

親心にあふれている。「"監査役会"型が "監査等委員会"型に移行すれば、社外 監査役を社外取締役に横滑りさせるだけ で簡単に社外取締役を確保することがで きる。このために移行メリットも差し上 げよう」。移行メリットとしては、重要 な業務執行の決定を一定の要件のもとで 取締役に委任可能、利益相反取引につい ての任務懈怠の推定規定が不適用で ある。

確かに"監査役会"型には最少2名の 社外監査役が存在する。"監査等委員会" 型に移行して彼らを社外取締役に横滑り させれば、社外取締役を2名自動的に確 保できる。加えて、日本型経営と相性の 悪い指名/報酬委員会を設置しなくても 済む (任意設置は可)。

"指名委員会等"型が不人気を呈する 中、この新制度の活用に立法関係者の期 待も大きい。しかし、部分的な修正を もって全体が上手く行くとは限らない。 問題点を挙げよう。

- ◇ 一票の議決権を持つ取締役とこれを 持たない監査役では明らかに人材像が 違う。横滑り人事が機能しないことは 明らかである。
- ◇ 監査等委員として3名の取締役を追 加すれば、取締役会における執行/非 執行のバランスが大きく崩れる。取締 役会の員数や構成を一から見直さなけ ればならない。
- ◇ そもそも"監査等委員会"型を"監 査役会"型からの移行受けⅢとして位 置づけることに無理がある。社外取締 役に監査等委員タイプを選任すれば、 バランス上ROE向上に明るい経営者

タイプを追加選任しなければならな い。つまり、社外取締役の複数化や多 様化が必然的に起きてくる。こうなる とこのモデルはモニタリングモデルの 一種として扱うことの方が適切であ る。移行に連続性があるようで実は無 い。このモデルはガバナンス体制全体 の見直しを要求している。

以上から、この機関設計も新設趣旨と は裏腹に不人気になる懸念が大である。

#### (4) だから "監査役会+社外取締 役"型か?

大多数の経営者が言う。「"監査役会" 型でこれまで上手くやってきた。この制 度を抜本的に改める理由はどこにもな い。この制度を存続させ、経営者タイプ の社外取締役を1、2名選任しよう。必 要最小限の変更で済ませることが最も合 理的で効率的だしと。つまり"監査役会 +社外取締役"型が太宗を占めることに なる。

これで本当に良いのだろうか。これは 明らかに消去法的な結論である。"監査 役会+社外取締役"型が新しい時代に対 応できる機関設計かどうかも分からない。

先に述べたように、この機関設計を投 資家の視点で評価すると、いくつか重要 な点で彼らの期待に応えることが分か る。章を改めて説明したい。

## 4. "監査役会+社外取締役" 型は投資家にどれほど魅力 的か

"監査役会"型は投資家、特に海外機

関投資家からの評判が悪い。この"監査 役会"型から派生した"監査役会+社外 取締役"型に彼らはどれほどの魅力を感 じるのであろうか。この議論の前に社外 取締役に期待される役割が何かを確認し ておきたい。

#### (1) 社外取締役に期待される役割

投資家は社外取締役に期待される役割 について一般的な視点とは別の視点を有 している。この点に留意する必要が ある。

#### ① 一般論としてどのような視点がある のか

会社法における社外取締役の役割に関 する規定は極めて限定的である。各取締 役に一様に適用される「取締役の職務の 執行の監督 | (会社法362条2項2号) が該当するだけである。つまり、社外取 締役は「非業務執行取締役として業務執 行取締役を監督すること | が責務に なる。

社内から選任された取締役は通常、監 督と執行を兼務する。社外取締役が選任 されていない場合、監督に専念する取締 役が不在となり、監督機能が十分発揮さ れないという問題が起きる。「社外取締 役選仟の実質義務化 はこの問題の解消 に一歩踏み込んだという点で評価できる ものである。

非業務執行取締役である社外取締役の 責務についていくつかの解説が付されて いる。

◇ 企業価値の持続的な向上を図るとい う「プラス面の促進機能」と、不祥事 を防止して企業価値の毀損を防ぐとい う「マイナス面の予防機能」の2つ。

- ◇ 「経営全般の監督機能 | と「利益相 反行為に対する監督機能 | の2つ。
- ◇ 「アドバイザリー機能」と「モニタ リング機能 | の2つ。

以上において、社外取締役には後者の 「マイナス面の予防機能」、「利益相反行 為に対する監督機能し、「モニタリング機 能」を大いに発揮してもらいたいとする 意見も数多い。この背景には昨今の不祥 事の頻発があり、その防止には社外取締 役の力が欠かせないという考え方が ある。

果たして投資家は社外取締役に何を期 待しているのだろうか。

#### ② 投資家は社外取締役に何を期待する のか

投資家が社外取締役に期待する役割は 上記と逆ではないか。成長ポテンシャル の高い企業に投資し、株式の値上り益や 高配当を享受したい。これに照らすと投 資家は「プラス面の促進機能」、「経営全 般の監督機能 |、「アドバイザリー機能 | を社外取締役に大いに発揮してもらいた いと願っている。機関投資家向けのIR において「利益改善のための方法やその 余地 |、「成長戦略の展開 | などに話題が 集まることからも、この点は明らかで ある。

それでは投資家は"守りの経営"に関 心がないのだろうか。そうではない。 「これは出来ていて当たり前」と考えて いる。マイナス面の予防機能が十分でな い会社には投資しない。これが基本スタ ンスであろう。

"投資家の期待"を要約すると「"守り の経営"は出来ていて当たり前。重要な ことはROEの向上に貢献できる経営者 タイプの社外取締役を選任し、彼らをと ことん活用してROEを持続的に高めて 欲しい である。また「監督機能の有効 性を高めるためにはできる限り広範で深 みのある知見の確保が必要。社外取締役 の複数化、多様化は必須である」も彼ら の期待するところである。

### (2) 投資家は"監査役会+社外取 締役"型に理解を示す、しか l ,...

上記に記した"投資家の期待"に照ら して"監査役会+社外取締役"型はいか なる点で優れているのか。5点挙げたい。

- ① 「監査役会が守りの要」、「社外取締 役がROE向上の監督者」という分業 体制のもと、攻めと守りの両面で質の 高い企業統治を推進できる。
- ② 「守りの要である監査役会」は既に 確立した制度であり、監査に係る質的 安定性が十分期待できる。監査役任期 が4年であることもこの点を補完 する。
- ③ 常勤監査役が存在する監査役会と社 外取締役が連携することによって、社 外取締役の情報不足を補うとともに、 監査・監督機能の質を相互に高めるこ とができる。
- ④ 監査役会が、内部統制システムの整 備・運用監査の一環として、社外取締 役の活用状況を監査できる。これに よって企業統治の継続的・自律的な改

善を担保することができる。

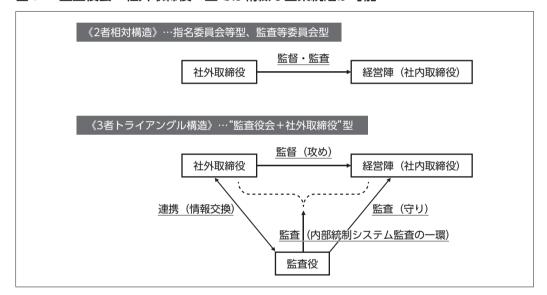
⑤ 個別の重要案件の審議に社外役員の 知見を活かすことができる。(モニタ リングモデルでは大方の業務執行の決 定が経営者に委譲されている)

以上のとおり、"監査役会+社外取締 役"型においては実に精緻な企業統治が 可能になる。上記5点のうち、⑤は、取 締役会の位置付けが「重要案件の決定の 場 から生じる効果である。一方、①~

④は、"社内取締役=社外取締役=監査 役"のトライアングル構造に加えて、監 査役が強大な権限を有することから生じ る効果である。

図1に示すとおり、"指名委員会等" 型と"監査等委員会"型の企業統治は 至ってシンプルである。対照的に"監査 役会+社外取締役"型はその充実度が格 段に違う。

#### "監査役会+社外取締役"型では精緻な企業統治が可能 図 1



海外機関投資家も"監査役会+社外取 締役"型の充実した企業統治の姿に理解 を示すであろう。しかし、「これで良い」 とは言わない。このモデルは"株主主 権"を念頭に置いたものではない。ス テークホルダーを広く捉えて何が正しい 会社経営かを念頭に置いて組み立てられ たものである。翻って、だからこそ上記 の優位性を企業統治のベストプラクティ スにしっかりと取り込まなければなら ない。

### 5. モニタリングモデルを他山 の石とする

モニタリングモデルの良い点を積極的 に受け入れて、より優れたハイブリット 型の企業統治を確立する。これを実践し よう。

### (1) モニタリングモデルの良い点 を取り込む

ここでは取締役会運営の基本を取り上

げたい。"監査役会+社外取締役"型に おいて取締役会は、直下の会議体である 経営会議や常務会と議事内容が重複す る。このため取締役会は議論の場ではな く、決議や報告を形式的に整える場とし て運営されて来たところがある。この点 をモニタリングモデルの良い点を取り入 れて抜本的に改めたい。

これからの取締役会は、社外取締役と 社内取締役が対峙して両者が徹底的に議 論する場に改める。他方、直下の経営会 議や常務会は、社内の役員が徹底的に議 論する場とし、かつ取締役会において社 外取締役と真剣勝負するための事前検討 の場と位置づける。

これによって"監査役会+社外取締 役"型のもとでも、社外取締役と社内取 締役の間に良い緊張関係が醸成される。 また、社外取締役の貢献を積極的に引き 出そうとするお膳立てが整うことにな る。会議室のテーブルを挟んで、片側に 社外取締役等の監督サイドが、反対側に 執行サイドが座るよう、座席表に工夫を 凝らすことも重要である。

社外取締役の複数化と多様化にも十分 意を尽くしたい。社外取締役の複数化と 多様化があって初めて監督サイドの有効 性が有意に高まることになる。

### (2) 投資家の批判に耳を傾けてモ デルを修正する

海外機関投資家が"監査役会"型や "監査役会+社外取締役"型に対して有 する批判内容は概ね以下のとおりで ある。

監査役は取締役会において議決権を

もたない。このため、社長の選任・解 任についてアクションを起こせないこ とが致命的である。

- ② 監査役の独任制に疑問がある。今は 個人ではなく組織の力で監査する時代 である。これによって精度の高い監査 が保証される。
- ③ 社外監査役や社外取締役の独立要件 が甘すぎる。経営陣を監督・評価し、 彼らの処遇に一石を投ずるには社外役 員に厳格な独立性を要求したい。
- ④ 社外取締役の複数化、多様化が進ま ない。社外取締役の数は過半数にすべ きである。

上記4つの指摘のうち、①については、 前述の"サクセッションプラン"の策定 で対応することができる。②について は、3様監査に社外取締役を加えた"4 様監査・監督の連携"を推進することに よって対応できる。この推進責任は「守 りの要 | である監査役会が担うべきで ある。

③に関しては悩ましい問題がある。モ ニタリングモデルは「経営者の厳正な評 価 | に重点を置いている。このため社外 取締役の独立性は欠くことができない要 件である。これに対して"監査役会+社 外取締役"型は「質の高い意思決定」に 重点を置いている。社外取締役には独立 性よりも会社経営についての知見が重要 である。求められる社外取締役像につい て両者に食い違いがある。

このような場合、社外役員に関する独 立性基準と資質基準を開示して投資家と 建設的な対話を重ねることが重要であ る。④についても同様である。社外取締

役の過半数要件が必ずしも "企業価値の 最大化"に資するとは限らない。"サク セッションプラン"の導入によって社外 取締役の過半数要件は緩和されても良 い。社外取締役の割合や多様化の適正節 囲についても情報を開示し、これを基礎 として投資家と大いに対話すれば良い。

### (3) 積極的な情報開示は時代の必 需品

投資家と経営者が本格的に向き合う時 代、積極的な情報開示にもとづく投資家 との対話は不可欠な要素である。"監査 役会+社外取締役"型とモニタリングモ デルが対立するケースではこの対応が特 に重要になる。情報開示の程度は、取締 役会に投資家の代理人(社外取締役)が 明確に存在するモニタリングモデルと比 較して、"監査役会+社外取締役"型で は相対的に高くなる可能性がある。しか し、時代がこれを要求していると割り切 らなければならない。この要求を会社経 営の緊張感に換えて、透明性のある経営 を推進し、高い業績に結び付けて行く。 理不尽と思える要求であっても前向きに 捉えて対処する。これが「投資家と経営 者が本格的に向き合う時代 | のベストプ ラクティスに求められる。

### 6. 社外取締役は"企業価値の 最大化"にどれほど貢献で きるのか

経済界の一部に「社外取締役は業界の 専門知識を有していない。だから会社経 営に貢献することはできない」との主張 がある。言葉を入れ替えてみよう。「経 営コンサルタントはクライアント企業の 専門知識を有していない。だからコンサ ルタント業は成り立たない」、「米国の CEOはしばしば外部から登用される。 業界の専門知識を有していないから直ぐ クビになる |。実際には経営コンサルタ ントも米国のCEOもしっかりと活躍し、 社会的な地位を得ている。会社経営に造 詣が深い者であれば業界の専門知識がな くても大いに活躍できるのである。

経営者の失敗談をいくつか取り上げ、 社外取締役が"企業価値の最大化"のた めに何ができるのかを見てみよう。

### (1) 社外取締役の存在価値は頗る 大きい

以下は、経営者の失敗談である。

- ◇ 実に愚かであった。「こうあって欲 しい」という願望で物事を見ていた。 市場が縮小していることに気付かな かった。社員には申し訳ないが、需要 が3割減少しても利益を出せる体質へ の転換に猛スピードで頑張ってもらわ なければならない。
- ◇ 市場は順調に拡大している。これを 追い風にして収益を拡大したいが、生 産設備や研究開発機能を大幅に増強す る必要がある。莫大な投資コストを回 収できるだろうか。判断に逡巡してい るうちに他社に先を越され、先行メ リットを逸してしまった。
- ◇ 市場シェアの低下にストップが掛か らない。国内の競争相手だけを比較の 対象にしてきたのが失敗であった。海 外勢の低価格攻勢に完全に後手に回っ

た。シェア回復のための投資コストは 増高し、このビジネスからの撤退も視 野に入ってきた。

- ◇ 事業ポートフォリオ全体が成熟して いる。このため、資源をどこに投入し てもROEが上がらない。何故、成長 性ある事業を育成して来なかった のか。
- ◇ かつての多角化ブームのときに始め た事業が幾つか赤字のまま残ってい る。これが収益全体の足を引っ張って いる。何故、もっと早く整理しなかっ たのか。
- ◇ この5年間、合理化に全く手をつけ ていない。競合が激しくなる中で利益 率は低下する一方だ。コスト競争力の 強化にもっと真剣に取り組むべきで あった。

以上の例から分かるとおり、会社では 「問題の発見に遅れた」、「問題の対応に 遅れた |、「決断できずにいる |、「社内に 有益な意見がない といった問題が数多 く存在し、これらが会社の収益性や成長 性に大きな影響を及ぼしている。これら の問題はいずれも会社経営の基本部分の 問題であり、専門知識を活用する前段階 の問題である。

この問題を解決するためには、会社経 営に精通した者で、かつ思い込みやしが らみがなく、物事を客観的かつ冷静に見 て判断できる者が必要になる。これがで きる者が社外取締役である。社外取締役 は、ときに経営者の思い込みを是正し、 ときに経営者の判断にストップを掛け、 ときに経営者の背中を押す。社外取締役 が経営陣に及ぼすこの作用が会社の

ROEをより高いものへと引き上げる。

#### (2) 個別重要案件の審議に積極的 な貢献を

経営の失敗を防ぎ、"企業価値の最大 化"を促進させるための第1の方法は個 別重要案件をしっかりと審議することで ある。幸い"監査役会+社外取締役"型 では、この審議に社外取締役の知見を活 用することができる。重要案件は必ず取 締役会に上程されるからである。

上記(1)の失敗談を踏まえて、社外 取締役には「利益確保の基礎となる諸条 件の正しさ」と「経営判断の原則の充 足、特にワーストシナリオへの耐性 | の 2つについてチェックと助言をお願いし たい。

#### ① 利益確保の基礎となる諸条件の正し さのチェックと助言

次頁図2の「式1」をご覧いただきた い。個別事業の利益とは、当該事業の売 上高からコストを差し引いた残額である が、この売上高は"市場規模×シェア" と置き換えることができる。また、"価 格×顧客数"と置き換えることもで きる。

#### 図2 利益の計算式

[式1] 個別事業の利益 = 売上高 - コスト - コスト = 市場規模×シェア 価格×顧客数 - コスト [式2] 会社全体の利益 = Σ (個別事業の利益)

この[式1]について、たとえば「"市 場規模"が拡大しているのか、縮小して いるのか、そのスピードがどれほどなの か | を社外取締役に是非確認していただ きたい。上記(1)の失敗談でみたよう に、経営者は市場を「こうあって欲し い」という願望で見ているときがある。 仮に市場の拡大と縮小を取り違えれば、 全く誤った戦略を選択することになる。 これでは会社の屋台骨に致命的なダメー ジを与えかねない。社外取締役の客観 的、冷静な目で、市場規模の状況、その 背景にある製品ライフサイクルの状況を しっかりとチェックして適切なアドバイ スをお願いしたい。

[式1] の中にある"シェア(競合状況)"、 "価格"、"顧客数"、"コスト"についても同 様のチェックとアドバイスをお願いしたい。

#### ② 経営判断の原則の充足、特にワース トシナリオへの耐性チェックと助言

意思決定に際して経営判断の原則を充 足させることは概ね定着している。しか し「案件を前に進めたい」と強く思う業 務執行サイドの盲点になり易いことがあ る。それは「不幸にして失敗したときの 損失の大きさとこの損失への耐性」の チェックである。

社外取締役はノーマルシナリオに加え てワーストシナリオの添付を執行サイド に要請する。これをチェックし、たとえ ば意思決定をはやる経営者に「ワースト シナリオでの損失が過大だ。損失を縮小 させるための手段を先に講じるべきであ る と助言していただきたい。また別の ケースで意思決定を逡巡する経営者に 「ワーストシナリオでの損失がこの程度 で済むのであれば進めたらどうかしと助 言していただきたい。

これらの助言は社内出身の取締役には 決してできるものではない。社長と同じ 考えに染まっている可能性が大だからで ある。また、社長の意に反して意見を述 べることが憚られるからである。日本型 経営のもとで社長は想像以上に孤独かも 知れない。だからこそ社外取締役の活躍 の余地は大きいと言える。

### (3) グランドデザインの決定に積 極的な貢献を

グランドデザインとは、会社の5年後、 10年後のあるべき姿とこれを達成する ための工程表を示したものである。「質 の高いグランドデザインは質の高い戦略 と事業計画を導く |。経営の失敗を防ぎ、 "企業価値の最大化"を促進させるため

の第2の方法はグランドデザインをしっ かりと定めることである。モニタリング モデルでは社外取締役を交えてこのグラ ンドデザインを取締役会で審議し決定す る。"監査役会+社外取締役"型におい てもこれを是非取り込みたい。取締役会 の付議基準にグランドデザインの決定が 存在しない場合には付議基準の変更を先 ずお願いしたい。

グランドデザインを検討する上で重要 なことは前頁図2の「式2」についての 分析である。つまり"会社全体の利益" を構成する"事業ポートフォリオ"の分 析である。利益率の高い事業と低い事業 の構成、成熟した事業と成長する事業の 構成は現状どうなっているのか。持続的 な成長を確保する上でこの現状に問題点 はないか。この問題点に対して適切な対 応策が取られているか。これらの点を社 外取締役の客観的かつ冷静な目でチェッ クして適切な助言をしていただきたい。

質の高いグランドデザインは経営の効 率を高め、高い成果を得るための原動力 である。グランドデザインの決定に社外 取締役の貢献を大いに期待したい。

### (4) 社外取締役の一票は過半数の 一票

社外取締役の員数が過半数を満たさな い中で、仮に1名の社外取締役が反対意 見を述べたとする。議長はどう対処すべ きか。意見が一つにまとまらないまま採 決して可決することも可能であろう。し かし「社外取締役の一票は過半数の一票 である | という認識が大切である。客観 的で冷静な目を決して多数決で切り捨て

てはならない。反対意見を踏まえて上程 内容を修正する等の対応が不可欠である。

#### (5) 社外取締役に多面的な情報提 供を

いくら経験豊富な社外取締役であって も情報がなければ監督機能を果たすこと はできない。社外取締役宛に取締役会資 料を事前配布することや、その事前説明 を行うことはもちろんのこと、重要案件 については2回に分けて取締役会に付議 (たとえば、1回目は方針説明と意見聴 取、2回目は決議) するといった配慮も 必要になる。

加えて「経営会議/常務会で論点に なったことの情報提供」、「社外取締役が 有する疑問点にお答えするための社外取 締役連絡会(仮称)の設置」、「監査役会 (常勤監査役が存在) による社外取締役 との連携 も必要である。

### (6) 社外取締役も監督方針/実行 計画の策定と結果報告を

社外取締役への期待は実に大きい。社 外取締役が取締役会に出席することだけ をもってこの期待に応えることは到底困 難である。監督内容を具体化しこれを計 画に落とし込んで整斉と実行してこそ、 この期待に応えられるというものであ る。社外取締役についても監査役会と同 様に、監督方針/実行計画の策定と結果 報告を是非お願いしたい。

次頁図3に監督方針/実行計画の簡単 なサンプルを掲載した。これまでに議論 した内容をそのまま方針化、計画化した ものである。

#### 図3 社外取締役の監督方針/実行計画のサンプル

#### 《基本方針》

- ◇ "企業価値の最大化"に対する積極的な貢献 ~グランドデザイン、重要案件に対する合理性・妥当性のチェックと助言
- ◇ 監査役会との連携によるリスク管理強化への貢献

#### 《重点チェック事項》

- 中核事業の成長性、収益性
- 事業ポートフォリオの妥当性
- 赤字事業への対応状況
- サクセッションプランの取り組み状況

#### 《その他チェック事項》

- 個別案件における経営判断原則の充足
- 利益相反取引への適切な対応
- 内部統制システムの構築・運用状況

(4月 社外取締役連絡会) (9月 社外取締役連絡会) (12月 社外取締役連絡会)

(翌年3月 社長との個別面談)

(各取締役会)

(各取締役会)

(監査役会と連携により役割分担)

そもそも社外取締役が職務を全うする にあたって法律関係はどうなっているの だろうか。会社法と民法の規定を引用す る。「株式会社と役員及び会計監査人と の関係は、委任に関する規定に従う|(会 社法330条)。「受任者は、委任者の請 求があるときは、いつでも委任事務の処 理の状況を報告し、委任が終了した後 は、遅滞なくその経過及び結果を報告し なければならない | (民法645条)。

委任と受任の関係にあって「受任者は 先ず依頼事項に対する対処方針と実行計 画を策定する。これを委任者に説明し理 解を得た上で実行する。そして、実行結 果を改めて委任者に説明する | が常識で ある。これで法の趣旨にも適うことにな る。社外取締役がこのように対応してい るという話を聞くことがないが、是非、 法的な要請も踏まえて欲しい。

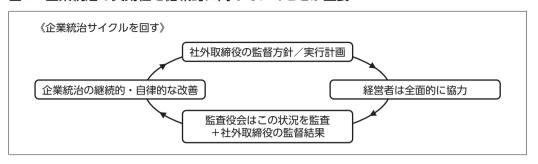
### (7) 企業統治サイクルをしっかり と回す

先に「"企業価値の最大化"に向けて

社外取締役の貢献をどこまで引き出せる か。これが企業統治の実効性確保におけ るメインテーマにならなければならな い」と述べた。このテーマに対する回答 が次頁図4である。つまり、「社外取締 役の監督方針/実行計画 | を始点として 「企業統治サイクルをしっかりと回すこ と である。

企業統治サイクルとは「社外取締役の 監督方針/実行計画」→「同方針・計画 遂行に対する経営者の全面的協力」→ 「経営者の"社外取締役の活用振り"に 対する監査役監査」→「監査役/監査結 果と社外取締役/監督結果を踏まえた企 業統治の継続的・自律的な改善」であ る。企業統治の実効性をこのようにして 循環的に高めていくことが「社外取締役 をとことん活用してROEを持続的に高 めて欲しい | と願う投資家の期待に応え ることになる。

#### 図4 企業統治の実効性を循環的に高めていくことが重要



### 7. 社外取締役を含めた企業統 治のベストプラクティスの 提示

以上、検討した諸点を整理し、ここに 「"監査役会+社外取締役"型の企業統治 におけるベストプラクティス | を提示 する。

### "監査役会+社外取締役"型の企業 統治におけるベストプラクティス

#### I. 基本的な考え方

- ① "監査役会+社外取締役"型の企業 統治の基本図式は「監査役会が守りの 要」、「社外取締役がROE向上の監督 者 という分業体制である。このもと で攻めと守りの両面で質の高い企業統 治を確立する。
- ② 「投資家と経営者が本格的に向き合 う時代 に照らして、企業統治のベス トプラクティスは自ずとハイブリット 型、つまり「"監査役会+社外取締役" モデル×モニタリングモデル | 型に なる。両モデルの強みを活かした企業 統治を確立しなければならない。

- ③ モニタリングモデルの要請のうち相 容れない事項については、「何故、別 の形で対応するのか | を情報開示し、 投資家と建設的な対話を重ねなければ ならない。
- ④ "企業価値の最大化"のために社外 取締役の貢献は不可欠であり、「社外 取締役の監督方針/実行計画 を始点 とする企業統治サイクル (図4ご参 照)をしっかりと回さなければなら ない。

#### Ⅱ. 具体的な指針

[凡例]

- ○:モニタリングモデルを参考にした もの
- ◇:監査役会設置モデルを強化したもの
- ① 取締役会等
  - 取締役会は社外取締役と社内取締 役が対峙し、両者が徹底的に議論す る場とする。
    - ~会議テーブルを挟んで片側に監督 サイド、反対側に執行サイドが着 席する。
    - ~ 直下の経営会議/常務会は、社内

- の役員が徹底的に議論する場、か つ取締役会において社外取締役と 真剣勝負するための事前検討の場 とする。
- 社外取締役の一票は過半数の一票 と認識し、取締役会の運営にあ たる。
- 社外取締役の協力のもとグランド デザインを取締役会で決定する(下 記③ご参照)。
  - ~必要な場合には付議基準を変更 する。
- ◇ 個別重要案件の審議に社外役員の 知見を活かす(下記③ご参照)。
- ◇ 社外取締役に多面的な情報提供を 実施する。
  - ~取締役会資料の事前説明、重要案 件については2回に分けた取締役 会運営(1回目は方針説明と意見 聴取、2回目は決議)。
  - ~経営会議/常務会で論点になった ことの情報提供。
  - ~社外取締役の疑問にお答えするた めの社外取締役連絡会(仮称)の 設置。
  - ~ 監査役会(常勤監査役が存在)に よる社外取締役との連携。

#### ② 社長/経営者

- ◇ 分業体制のもと社外取締役には経 営者タイプを選任する。
  - ~監督機能の有効性を高めるために 社外取締役の複数化、多様化を実 施する。
- "サクセッションプラン"を策定 し、これを開示する。
  - ~前提としてコミットメント経営を

導入する。

- 情報開示にもとづく投資家との対 話は時代の必需品であると認識 する。
  - ~情報の開示対象としては、サク セッションプラン、役員報酬の決 定方法、社外役員の独立性基準と 資質基準、計外取締役の目数や多 様化の適正範囲など。

#### ③ 社外取締役

- ◇ 監督方針/実行計画の策定と結果 報告を実施する。
- グランドデザインの決定に積極的 に貢献する。
  - ~特に事業ポートフォリオの妥当性 のチェックと助言
- ◇ 重要案件の審議に積極的に貢献 する。
  - ~利益確保の前提となる諸条件の正 しさのチェックと助言
  - ~経営判断の原則の充足、特にワー ストシナリオへの耐性チェックと 助言
- "サクセッションプラン"と"役 員報酬の決定方法"が誠実に履行さ れているかを監視・監督する。

#### ④ 監査役会

- ◇ 3様監査に社外取締役を加えた4 様監査・監督の連携推進にリーダー シップを発揮する。
- ◇ 内部統制システムの整備・運用監 査の一環として、 社外取締役の活用 状況を監査する。これによって企業 統治の継続的・自律的な改善を 促す。

#### 【主な参考文献】

- ・日本取締役協会「上場企業のコーポレート・ガバナンス調査」(2013年8月1日)
- ・経済産業研究所 宮島英昭=小川亭「日本企業の取締役会構成の変化をいかに理解するか?:取締役 会構成の決定要因と社外取締役の導入効果 (2012年7月)
- ・コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会「社外役員に関するこれまでの議論の 整理(案)|(2013年6月14日)
- ・ 太田洋=森本大介「社外取締役の選任に関する最新動向と留意点―日本取締役協会「独立取締役選任 基準モデル | の改訂を踏まえて | 旬刊商事法務2027号 (2014年3月)
- ・ 土井淳=澤田真周「日立製作所の取締役会運営とコーポレート・ガバナンス」旬刊商事法務2027号 (2014年3月)
- ・藤田州孝「ソニーの取締役会運営とコーポレート・ガバナンス」旬刊商事法務2028号(2014年3月)
- ・ 落合誠一=澤口実「社外取締役・取締役会に期待される役割―日本取締役協会の提言」旬刊商事法務 2028号 (2014年3月)
- ・ 笠原基和「『責任ある機関投資家の諸原則」《日本版スチュワードシップ・コード》の概要 | 旬刊商事 法務2029号 (2014年4月)
- ・日本監査役協会監査役制度問題研究会 中間報告書「非業務執行役員の意義と役割について」(上) (中)(下)月刊監査役622号、624号、625号(2014年1月号、2月号、3月号)